

令和7年度鹿児島県食品衛生監視指導計画の主な変更点

- いわゆる健康食品（指定成分等含有食品，機能性表示食品，特定保健用食品，栄養機能食品等）による健康被害発生時の対応

令和5年度末から6年度にかけて，全国で紅麴を含む健康食品（機能性表示食品）による健康被害が多数報告されました。

県においては，これまでも食品による健康被害発生時には，その都度，被害防止や再発防止に努めてきたところです。

今般の紅麴製品の事例を受け，いわゆる健康食品による健康被害発生時には，保健所において県民からの健康相談に対応し，県ホームページ等により県民に対して迅速に情報提供を行うとともに，必要に応じて医師，歯科医師，薬剤師その他の関係者と連携して情報収集等を行い，厚生労働大臣への報告を行います。